

1 部

学習サポート

9 / 30～11 / 9 の各種申込締切一覧

通信教育部では各自のペースで学習していただくことを基本としておりますが、各種の申込みは下記の日程必着をお願いいたします。

■全学生に関連するもの

	提出物	締切日
10月科目修了試験	レポート・申込みハガキ	10月11日(木)
秋期スクーリングⅢ (11 / 3～11 / 18)	申込みハガキ	10月11日(木)
秋期スクーリングⅣ (11 / 23～12 / 9)	申込みハガキ	11月1日(木)
オンデマンド・スクーリング	TFUオンデマンド 画面上申込み	10月3日(水)正午 ほか本冊子 p. 38 表参照
特講・社会福祉学7・福祉心理学12 履修登録・スクーリング申込み	履修登録用紙	10月1日(月)
特講・社会福祉学13・14 履修登録・スクーリング申込み	履修登録用紙	10月31日(水)

	受付日
レポート (レポートはいつ提出してもよいものですが、受付日の午前中到着分までについて、まとめて教員に依頼します。ひとつの提出目標として目安にしてみてください。)	10月2日(火) 10月11日(木) 10月23日(火) 11月1日(木)

■社会福祉援助技術演習・実習関連

	締 切 日	備 考
★■社会福祉援助技術演習A・◆演習Ⅰ スクーリング受講申込用紙 (本冊子巻末) + 1単位めレポート (スクーリング事前レポート)	12月(新潟会場) 受講希望者 →10月31日(水)	『レポート課題集 2013(社会福祉編)』 「★■演習A」 p. 131～136 「◆演習Ⅰ」 p. 188～192 + 『試験・スクー リング 情報ブッ ク2012』p. 30～31
★■社会福祉援助技術演習B・◆演習Ⅱ 1単位めレポート (スクーリング事前レポート)	10/20～10/28 受講希望者 →9月30日(日) 11月受講希望者 →10月15日(月)	『レポート課題集 2013(社会福祉編)』 「★■演習B」 p. 137～142 「◆演習Ⅱ」 p. 193～197 + 『試験・スクー リング 情報ブッ ク2012』 p. 34
★■社会福祉援助技術実習指導B 課題3・4・5 (実習事後課題) ・ ◆社会福祉援助技術現場実習指導(事後) 課題3-① (実習事後レポート)	11/10受講希望者 →10月19日(金) 11/17受講希望者 →10月26日(金) 11/24受講希望者 →11月2日(金) 12/1受講希望者 →11月9日(金)	『レポート課題集 2013(社会福祉編)』 「★■演習C」 p. 143～148 「★■指導A」 p. 149～152 「★■指導B」 p. 153～156 「◆指導」 p. 198～200 + 『試験・スクー リング 情報ブッ ク2012』 p. 35, 37～39

	締 切 日	備 考
★■社会福祉援助技術実習指導A 課題3 (科目等履修生は除く)	平成25年度の実習 受講希望者 →10月31日(水)	『レポート課題集 2013(社会福祉編)』 「★■指導A」 p. 149～152 + 『試験・スクー リング 情報ブッ ク2012』 p. 37～38
★■社会福祉援助技術実習・ ◆現場実習受講申込み (「実習希望届」「学習計画書」「指 導 A スクーリング申込用紙 [『with』 85号巻末]」)		『社会福祉援助実 習の手引き【第1 分冊】2012年度版』 (9月15日発送済み)

■精神保健福祉援助演習・実習関連

	締 切 日	備 考
◆★精神保健福祉援助演習 1 単位めレポート (スクーリング事前課題)	11月受講希望者 →10月15日(月)	『レポート課題集 2013(社会福祉編)』 p. 234～239
◆★精神保健福祉援助実習 課題 1 - ① (実習計画案)	11/25受講希望者 →10月17日(水)	『レポート課題集 2013(社会福祉編)』 p. 240～250
■精神保健福祉援助演習A 受講申込み (『With』 85号巻末八ガキ)	H25. 2月受講希望者 →10月31日(水)	『レポート課題集 2013(社会福祉編)』 p. 230～233

■教育実習・障害者(児)教育実習・介護実習関連

	締 切 日	備 考
教育実習・障害者(児)教育実習 誓約書・健康診断書（・個人調 査票のコピー）提出	12月実習開始者 →10月15日(月) 1月実習開始者 →11月15日(木)	※事前指導受講済 者のみ対象

■その他

●心理学実験

- ・心理学実験Ⅱ（10月東京受講者）実験レポート 10月17日(水)

●10月生

- ・科目等履修生継続申込締切 10月10日(水)

●卒業研究

- ・申込締切（9月卒業希望者） 10月5日(金)
- ・2回めガイダンス申込締切（福祉心理学科のみ） 11月5日(月)

社会福祉と更生保護について

教員 MESSAGE

准教授 菅原 好秀

2007年（平成19年）、「社会福祉士及び介護福祉士」が制度改正され、社会福祉士養成課程に「更生保護」が同課程に追加されました。更に2011年（平成23年）には、精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令等により、精神保健福祉士の教育課程の「精神保健福祉に関する制度とサービス」の中に、「更生保護」が明記されました。現在、刑務所では、受刑者の社会復帰に向けた処遇の充実を目的とした刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律が施行され、医療刑務所には精神保健福祉士が配置され、刑務所、少年院には社会福祉士が配置されるようになりました。

更生保護の目的は、犯罪者および非行少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、または非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けることを目的としています。

受刑者の中には心身に疾病等を抱え、社会福祉施設への入所等などの福祉による支援や病院への入院を必要とするひとがいます。その中には、生活するための資金や仕事がないことを出所後の不安としてとらえているひとが多くいるほか、出所後も頼れる人がいないなどの問題を抱える再入所者が多いなどの問題があります。そのような犯罪者を多く抱える社会における対策は、刑事司法だけでなし得ることのみならず、福祉制度の拡充、住まいの場や日中活動の場の拡充、就労支援策の検討、地域社会の協力体制の確立などの取組など福祉関係機関と刑事司法機関における取組とが密に連携させながら、社会全体で一体となって対策を講じていく現実がありました。この改善更生することを助ける一員に社会福祉士、精神保健福祉士などの社会福祉専門職が加わって欲しいために、法改正をしたと思われる

ます。

現在の社会福祉専門職における相談援助業務は複雑・多岐にわたっています。利用者から法律の相談を受けたときに、「私より法律の専門家に聞いて下さい。」という返答では困る、ということの意味していると思います。確かに、社会福祉専門職のための法学は、弁護士などの法律の専門知識までは要求されていません。ただ、社会福祉士養成課程の教育内容には、「当該担当者への橋渡し」「総合的かつ包括的に援助していく役割」「ネットワークの形成を図る」ことが明記されています。

このことは、福祉課題を抱えた利用者からの相談に対しては、専門領域外であったとしても、たらいまわしにせず、必要としている担当者までコーディネートし、または、その担当者を探し出し、その担当者とネットワークを形成して、総合的かつ包括的に利用者に援助することが、社会福祉専門職に求められている、ということです。そのためには、法律家のような専門的な高度な知識の修得を目的とするのではなく、どの法律に何がかかっている、どのような意義があるのか、という最低限の法学の知識が求められている、ということです。社会福祉専門職として要求される幅広い法学の知識の活用が今後、期待されていることを意味しています。

さて、7月に実施した「権利擁護と成年後見制度」「更生保護制度」のスクーリング試験において、初めてテキストの持ち込みを不可とさせていただきました。法学部の学生が4年かけて学ぶべきところ、3日間でマスターすることは、想像以上に変だったと思います。しかも、持ち込み不可の試験において、「自分の力で本当にできるのか」、という不安があったと思います。このような不安を除去しようとする想いが、脳を活性化し、試験では想像以上の力を発揮できたのではないかと思います。人は不可能なことはそもそも行動しようとはしません。これを反対解釈すれば、「やろうとしたことはできる、必ず実現できる」ということを意味しています。試験を採点してみて、答案そのものに通信の皆さんの底力を感じまし

た。

世の中には、本当の救済を求めている人たちはたくさんいます。大学で学んだことを駆使して、説得力と思いやりをもち、相手の立場を理解できる喜びと、再帰的に新たな自分を生成できる知的空間が大学であり、その知的空間で、仕事をしながら社会の人びとを幸せにするために、努力している皆さんのお役に立てることが私の価値ある使命であると考えています。

皆さんの更なる発展を祈念しております。